

市場と連携した「食」をテーマとするイベントの開催に向けて、 事業者の皆さまとの「対話」を実施します。

～サウンディング型市場調査 実施要領～

横浜市では、市場に隣接した低未利用地を活用し、令和4年度における市場と連携した「食」をテーマとする賑わいイベントの開催について検討を進めています。

本事業は、イベントの主催者である横浜市場活性化協議会（横浜市と市場関係事業者で構成される団体）が、多種多様な「パートナー事業者」を選定し、賑わい創出を目指すものです。

選定に先立ち、イベントの実現可能性の調査、及び「パートナー事業者」の選定条件の整理を目的に、事業者の皆さまとの対話を実施しますので、ぜひご参加ください。

1 現地見学会の開催（事前申込制／希望者のみ）

活用予定用地の現地見学会を開催します。参加を希望される方は、期日までに下記申込先へEメールにて御連絡ください。なお、件名には冒頭に【見学会参加申込】をつけた上で、参加人数も御連絡ください。

(1) 日時

令和3年7月14日（水） 午後1時10分集合 午後2時終了予定

(2) 場所

横浜市中心卸売市場本場

(3) 申込期日

令和3年7月6日（火）

(4) 申込先

横浜市経済局中央卸売市場本場経営支援課 担当：宮田、清水、菖蒲

ke-ichiba@city.yokohama.jp

2 対話参加の申込み（事前申込制）

様式1「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期日以内に下記の申込先へ御提出ください。なお、件名には冒頭に【対話参加申込】をつけてください。

(1) 対象者

ア イベント開催に際して、「パートナー事業者」としての参画に関心のある事業者

イ イベント開催に際して、機材・設備の提供等、運営の間接的な支援・貢献に関心のある事業者

※ 「パートナー事業者」についての説明は、「5 サウンディングにあたっての前提条件」をご覧ください。

※ 対話参加の申込みが多数であった場合は、限られた時間の中で本調査を効率的に行うため、対話を実施する事業者を一定の基準（企業の所在区分、業種等）ごとに選出させていただく場合がございます。あらかじめ御了承ください。

(2) 申込期間

令和3年7月5日(月)～令和3年7月16日(金)午後5時

(3) 申込書類の提出先(「賑わいイベント検討支援業務」の受託事業者)

TO: kiyotani@murc.jp

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 担当:清谷

CC: ke-ichiba@city.yokohama.jp

横浜市経済局中央卸売市場本場経営支援課 担当:宮田、清水、菖蒲

3 対話の実施(アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に行います。)

(1) 日時

令和3年7月26日(月)～令和3年8月6日(金)の間で1時間程度

時間等は、申込後に「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(「賑わいイベント検討支援業務」の受託事業者)」の担当者より、個別で調整させていただきます。

なお、調整により上記期間外に実施する場合があります。

(2) 場所

横浜市中心卸売市場本場

(3) 詳細(対話内容、実施方法等)

次項以降を参照

4 賑わいイベント事業概要

(1) 活用予定用地と本市の位置づけ

ア 京浜臨海部再編整備マスタープラン

活用予定用地である山内ふ頭が位置する神奈川区山内町は、「京浜臨海部再編整備マスタープラン(平成30年9月)」において「アクティビティスポット山内(仮称)」と位置づけられており、同エリアには次のようなエリアコンセプト及びプランニングが掲げられています。

図表1 エリアコンセプト

中央卸売市場(本場)とも連携しながら水産物・青果物などの食をテーマとした賑わいを創出するとともに、みなとみらい21地区から延びる新たな水際線を生かしたプロムナードを形成することにより、来街者が憩い楽しめる空間の創出や、市民等がランニングなども楽しめる健康づくりにも寄与する都市空間を創出していきます。



図表2 プランニング

埋立前は、市場に隣接する低未利用地などを活用し、周辺の企業活動に配慮しながら、市場と連携した水産物・青果物等の「食」をテーマとした物販・飲食を中心とする「マルシェ」イベントを開催する等、賑わいの創出に向けた取組を進めます。

イ 横浜市中心卸売市場経営展望

令和2年9月に策定された「横浜市中心卸売市場経営展望」においても、卸売市場と周辺地域が連携し、賑わい創出を積極的に支援していくことが掲げられています。

経営展望では、中央卸売市場がプロモーション活動と来街者が憩い楽しめる空間づくりの支援を推進することにより、卸売市場の認知度向上や地域への貢献拡大を目指した取組を積極的に進めていくことを掲げています。

図表3 中央卸売市場と賑わい創出との関係性

【戦略6：市場プロモーションと賑わい創出】

▶ 関係者との連携によるイベント開催・賑わいづくりの支援

本場周辺地域の関係者等との連携等により、食をテーマとし、横浜市場のブランド化や知名度向上に貢献する「マルシェ」等のイベント開催を支援する。

また、周辺関係者とも連携し本場周辺における賑わい創出を支援する。

(2) 活用予定用地の概要

図表4 活用予定用地位置図



図表5 活用予定用地概要

項目	活用予定用地【A】	活用予定用地【B】
所在地	横浜市神奈川区山内町14番2	横浜市神奈川区山内町13番1
敷地面積	約8,000㎡	約5,000㎡
道路条件	北東側で臨港幹線道路に接道	北西側で臨港幹線道路に接道
土地所有者	横浜市	
公共交通アクセス	市営バス：横浜駅東口バスターミナル4番乗り場から、市営バス48系統「コットンハーバー」行「中央市場前」下車徒歩3分 徒歩：「横浜駅」から20分程度、京浜急行「神奈川駅」から15分程度	

電気・ガス・水道・下水道	非供給地域となっております。	
火気使用	使用者側で消防署の許可を得ていただければ使用可能です。	
土地使用料	約 91 千円/日	約 57 千円/日
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度は年間 50 日～60 日程度を他イベントにて使用しています。 ● 日曜日を除いてリサイクルセンターが稼働しており、リサイクルセンターへの物流車両の出入りがあります。活用予定用地の使用にあたっては、物流車両と一般車両及び歩行者の交錯が想定されるため、一般車両の出入規制等安全確保及び運用方法について、事前確認と配慮を必要とします。 	
土地利用規制等	<p>次の条例及び規則について事前確認が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市港湾施設条例施行規則（第 24 条第 1 項） ● 横浜市屋外広告物条例（第 16 条） <p>※ 土地使用後は、必ず原状回復を行ってください。</p> <p>※ その他、使用内容により関係機関に対して事前確認・承諾等を得ていただく必要があります。</p>	

5 サウンディングにあたっての前提条件

(1) 開催要件

本事業は「横浜市中央卸売市場」周辺エリアという立地・地域特性を踏まえ、「食」をテーマとして市場と連携した事業を実施していただくことが前提となります。

また、活用予定用地において賑わいを創出するためには、年間を通じて、多様な事業者が「食」のイベントに参画し、賑わいに多様性を持たせること、及び民間事業者のイベント運営ノウハウ・収益モデルを最大限に活用することが重要であると考えています。

このように、本事業の実施に向けて、開催要件として御理解いただきたい内容としては、次のものが挙げられます。

図表 6 本事業の開催要件

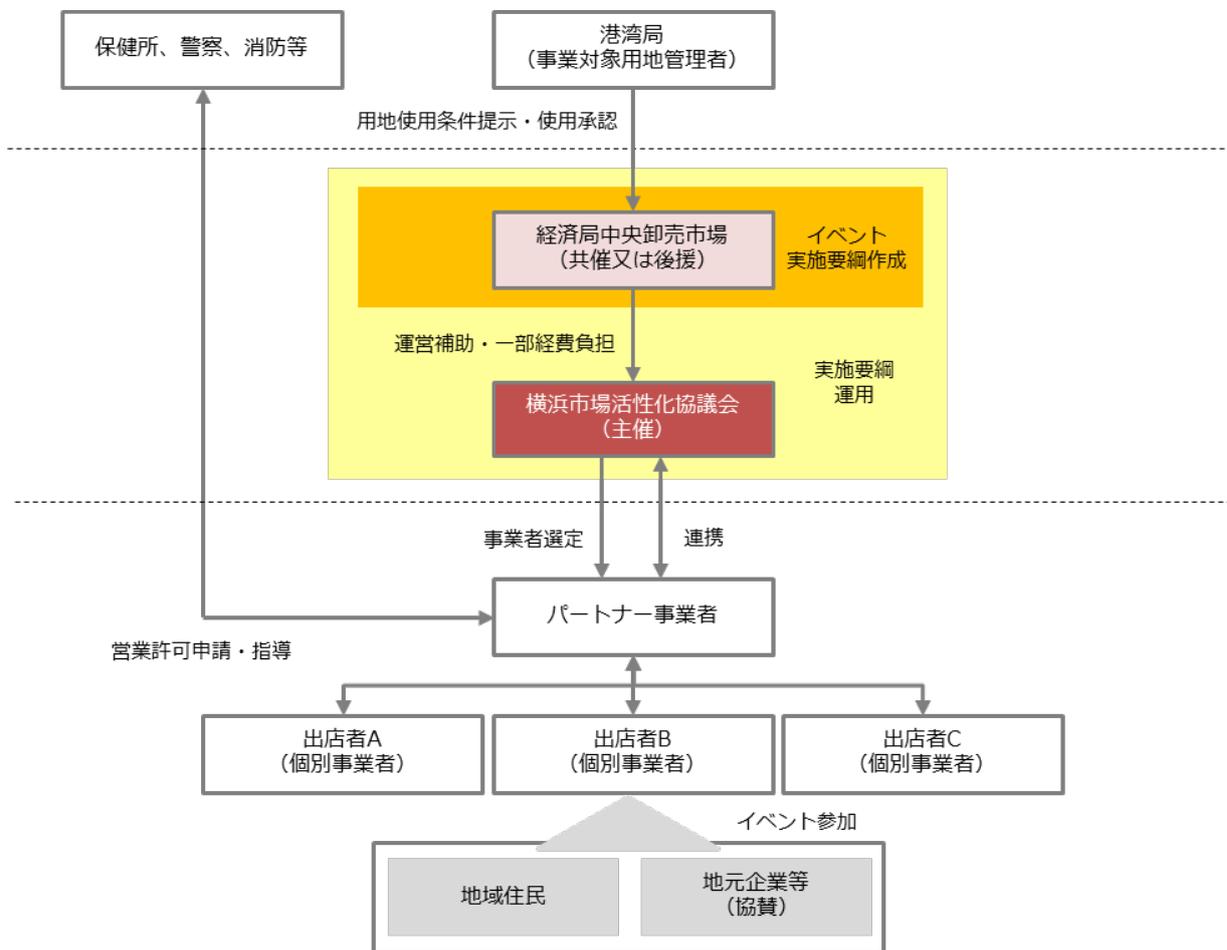
<ul style="list-style-type: none"> ● 開催を通じて「市場との連携」が図られ、市場流通全体の活性化と取扱高の増加に寄与するもの <「市場との連携」の具体例> 市場一般開放等、市場事業との連携開催／市場事業者の直接の出店・参加／市場事業者からの食材の調達／市場と取引のある産地や飲食店・小売店の出店・参加／市場事業者とイベント事業者の連携による地場の食材やメニューのプロモーション 等 ● 多様な事業者の参画に配慮し、1 イベント（1 事業者）における年間での開催頻度は、最大でも季節毎に 1 回程度とするもの（1 回あたりの開催日数はコンテンツに応じて相談） ● 原則、横浜市及び市場事業者の財源的負担を前提とせず、民間事業者の収益モデルが最大限に活用されているもの（ただし、対話段階では、制約条件や収支計画等における課題への相談は承ります）

(2) 事業スキーム（想定）

市場関係者と横浜市経済局で構成される「横浜市場活性化協議会」が主催で、年に複数回、市場と連携した賑わいイベントを開催します。横浜市場活性化協議会は、経済局で今後作成する「イベント実施要綱(用地使用・イベント開催の条件等をまとめたもの)」に基づき、キッチンカーやBBQ、マルシェ等、多様な「パートナー事業者」を選定します。

「パートナー事業者」は横浜市場活性化協議会と連携しながら、コンテンツ企画、各種許可主体への申請、会場設営、当日運営、撤収作業等、イベント運営に係る業務を担います。

図表7 事業スキーム（想定）



(3) 事業スケジュール（予定）

令和3年度		令和4年度	
7月	10月	1月	4月 7月 …
サウンディング調査	実証実験としてのイベント開催	イベント実施要綱の公表	初回イベントの開催
		令和4年度初回イベントの事業者選定・開催準備	第2回イベントの事業者選定・開催準備
			第2回イベントの開催 …

※ 「実証実験としてのイベント開催」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、開催を見合わせる可能性があります。

6 対話内容（対話において、お伺いしたいと考えている項目です。）

活用予定用地における制約事項や、開催要件を踏まえた「本事業の実現可能性」を調査すべく、主に以下の項目についてお伺いします。自らが事業の参画者となることを前提とし、実現可能性のある御意見・御提案をお願いいたします。

(1) 主な対話項目（『パートナー事業者』としての参画に関心のある事業者」向け）

図表8 対話項目(1)

ア	活用予定用地でのイベント企画
	貴社の想定する、活用予定用地でのイベント企画をご提案ください。 その際、下記の項目にはできる限り言及をお願いします。
	(ア) ターゲット（想定する顧客層）
	(イ) イベントのコンセプト及び具体的なコンテンツ（例：BBQ、マルシェ等）
	(ウ) 「市場との連携」の具体的な方法
	(エ) 希望する開催期間及び頻度
	(オ) 必要なインフラ及び調達方法
	(カ) 各種規制（食品衛生法・消防法等）における対応方法
	(キ) 立地及び交通アクセスを踏まえた集客方法
	(ク) 広報プロモーションの方法
	(ケ) 収支見込み（収入／支出は何にどの程度想定されるか）
イ	課題・行政への要望
	事業を進める上で、想定される課題や行政支援の要望があればお聞かせください。
ウ	実証実験としてのイベント開催
	令和3年度において、実証実験の機会が設けられた際には、参画の意向はありますか。 （令和3年10～12月頃を想定）

(2) 主な対話項目（「運営の間接的な支援・貢献に関心のある事業者」向け）

図表9 対話項目(2)

ア	活用予定用地でのイベント運営の支援・貢献内容
	貴社の想定する、活用予定用地でのイベント運営における支援・貢献内容をご提案ください。 その際、下記の項目にはできる限り言及をお願いします。
	(ア) イベント運営において想定される課題
	(イ) (ア)の課題解決のための具体的な支援・貢献内容
	(ウ) 必要なインフラ及び調達方法
	(エ) 各種規制（食品衛生法・消防法等）における対応方法
	(オ) 事業費の見込み
イ	実証実験としてのイベント開催
	令和3年度において、実証実験の機会が設けられた際には、参画の意向はありますか。 （令和3年10～12月頃を想定）

(3) 対話の出席者

横浜市の関係区局に加え、「賑わいイベント検討支援業務」の受託事業者も出席します。

(4) 対話の進め方

参加された皆さまから上記項目に沿って御説明いただき、それを踏まえて、横浜市及び「賑わいイベント検討支援業務」の受託事業者から質問をさせていただきます。一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

7 留意事項（必ず御覧いただいた上で、御参加ください。）

(1) 参加及び対話内容の扱い

- ・令和4年度のイベント開催における事業者の取扱について、対話の参加実績の有無が考慮されることはありません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。

(2) 対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・説明資料の提出は任意ですので、必要だと考える場合は御持参ください。

(3) 対話に関する事前質問

- ・事業内容や対話内容等について事前に質問がある場合は、「9 各種問合せ先」まで御連絡ください。

(4) 追加対話への協力

- ・必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。御協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ・参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、本市及び横浜市場活性化協議会のみで用い、外部への公表はいたしません。

(6) 参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の事業者として認めないこととします。

図表9 参加除外条件

ア	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
イ	横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
ウ	神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

8 参考資料

- (1) 京浜臨海部再編整備マスタープラン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/keihinrinkai/master.html>

- (2) 横浜市中心卸売市場経営展望

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/gyosei/kyoka/keieitenbou.html>

9 各種問合せ先

横浜市経済局中央卸売市場本場経営支援課 担当：宮田、清水、菖蒲

住 所 〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1

電話番号 045-459-3337

Eメール ke-ichiba@city.yokohama.jp